



犯罪被害者等の支援

(4)心身に受けた影響からの回復

- ①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施
- ②精神科の受診の支援
- ③自助グループの紹介
- ④被害者等に対する適切な医療の提供
- ⑤少年等への相談、精神的ケアの充実
- ⑥被虐待児童、高齢者、障害者への対応 【再掲】
- ⑦DV被害、ストーカー被害への対応 【再掲】
- ⑧高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援
- ⑨被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備

- ①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施
- ②自助グループの紹介
- ③被害者等に対する適切な医療の提供
- ④少年等への相談、精神的ケアの充実
- ⑤被虐待児童、高齢者、障害者への対応 【再掲】
- ⑥DV被害、ストーカー被害への対応 【再掲】
- ⑦高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援
- ⑧精神科の受診の支援
- ⑨被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備

(5)一時的な住居の提供等

- ①緊急避難場所（ホテル等）の提供
- ②住居の確保への支援
- ③DV被害者等や被虐待児童の一時保護
- ④DV被害者の住居の確保への支援

- ①緊急避難場所（ホテル等）の提供
- ②住居の確保への支援
- ③DV被害者等や被虐待児童の一時保護
- ④DV被害者の住居の確保への支援

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部

3 県民・事業者の理解の促進

(1)県民・事業者の理解の促進

- ①被害者等への理解についての普及啓発の推進
- ②犯罪被害者等理解促進講座の実施
- ③県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開
- ④様々な機会・媒体を用いた情報の提供
- ⑤交通事故防止についての普及啓発の推進
- ⑥事業者・団体の理解の促進
- ⑦いのちの大切さに関する教育の推進
- ⑧人権教育、犯罪防止教育の推進

- ①県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開
- ②被害者等への理解についての普及啓発の推進
- ③犯罪被害者等理解促進講座の実施
- ④性犯罪・性暴力被害についての普及啓発の推進
- ⑤様々な機会・媒体を用いた情報の提供
- ⑥交通事故防止についての普及啓発の推進
- ⑦事業者・団体の理解の促進
- ⑧いのちの大切さに関する教育の推進
- ⑨人権教育、犯罪防止教育の推進

統合

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

4 被害者等を支える人材の育成

(1)被害者等を支える人材の育成

- ①犯罪被害者等支援員養成講座の実施
- ②支援者、相談員等に対する研修等の実施
- ③支援者、相談員等を支える取組の実施
- ④支援ボランティア登録制度の運用

- ①犯罪被害者等支援員養成講座の実施
- ②生活支援を担うボランティアの育成【再掲】
- ③支援ボランティア登録制度の運用【再掲】
- ④性犯罪・性暴力被害者への対応についての研修の実施
- ⑤職員等に対する研修の充実等

統合

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

<凡例>

- ・ゴシックは重点的取組
- ・新 は第3期計画において新たに施策として位置付けた取組
- ・修 は第3期計画において施策内容の修正を行った取組